

最小侵襲脊椎治療学会（MIST 学会）

（旧称：日本 MIST 研究会）

会 則

第一条 名称

本会は最小侵襲脊椎治療（MIST）学会と称する。

英語表記は Society for Minimally Invasive Spinal Treatment

第二条 目的

最小侵襲脊椎治療（MIST）学会は会員の低侵襲脊椎安定化術領域の診断と治療の向上をはかり、医学の発展への寄与、地域社会に貢献することを目的とする。併せて各病院、医院間と研究機関との情報交換を行い、MIST 領域の診断、治療における連携の円滑化をはかり、広く情報を収集し会員の知識を高めるものとする。MIST の安全な普及に寄与する。

第三条 活動

MIST 学会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1) 各地域 7 つの MIST 支部と国際支部を置く。独自性を尊重する。

(ア) 関西 MIST、中四国 MIST、関東 MIST、九州 MIST、東北 MIST、中部 MIST、北海道 MIST、International MIST

(イ) 各地域 MIST は、毎年年度末に最小侵襲脊椎治療（MIST）学会事務局へ活動報告と年次会計と来年度予定を報告する。

2) 全体学術集会を年 1 回実施する。地域 MIST 研究会の拡大開催を兼ねることもある。

(ア) 各種アワードを発行する

① Best Encourage Award

② Best Presentation Award

③ Best Discussion Award

3) メールングリストで情報共有をする。

4) 各委員会を置く。

あり方委員会、財務委員会、教育・研修委員会、広報委員会、メンバーシップ委員会、多施設研究学術委員会、論文・学術 Award 委員会、社会保険委員会、CAOS 委員会、脊椎抗加齢委員会など

学術集会委員会：委員長＝次期会長、委員＝前々回、前回、次回、次々回会長

5) メーカー主催や共催のセミナーを支援する。

6) 雑誌編集、論文投稿、ビデオ投稿の支援を行う。

7) 関連学会と円滑な関係を保つ。

8) 年度で論文 Award を発行する。

第四条 会員

MIST 学会の会員は次の通りとする。

MIST 学会の目的のために賛同した MIST 領域の診断および臨床研究に関心を持つ医師とする。

メールングリストに参加する。

第五条 会費

MIST 学会は学術集会毎に 10,000 円を参加者から徴収するものとする。

年会費として 10,000 円徴収する。

第六条 役員および運営

本学会は会の運営を円滑に行うために以下の役員をおく。

- 1) 理事長 1名
- 2) 理事 若干名
- 3) 評議員 会員数の10-20%程度
- 4) 庶務・会計 1名
- 5) 監査 1名

以下、議決権は無い役員

- 6) 顧問 若干名

但し、各地域 MIST 役員の定年制は地域の会則に準じる。

第七条 会計

- 1) MIST 学会の経費は会費および寄付金をもってこれにあてる。
- 2) 世話人のうち1名を会計責任者とする。
- 3) 顧問税理士を置く。
- 4) 本学会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第八条 付則

MIST 学会の事務局をドゥ・コンベンション内に置く。

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23-5F

TEL. 03-5289-7717 | FAX. 03-5289-8117

mist-secretary@umin.ac.jp

担当：倉内大輔

本会則については平成29年3月18日より改訂施行する。

平成25年1月1日 一部変更

平成27年4月18日 一部を変更

平成31年3月18日 改訂

令和4年4月4日 一部を変更（副事務局を削除）